

## 【その他許可・認定等】

区分	申請手数料
第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可	1件につき120,000円
法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定	1件につき78,000円(建築物が3以上である場合にあっては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定	1件につき78,000円(建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき78,000円(建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき27,000円
法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更認定	1件につき27,000円